

【新旧対比表】 法人会員規約(ETC 決済専用ビジネスカード用) 2025年12月9日改定

・主な変更点は下線の箇所です。

改定前	改定後
<u>2025年3月3日改定</u> 法人会員規約(<u>MUFGカード・ETC決済専用ビジネスカード用</u>)	<u>2025年12月9日改定</u> 法人会員規約(<u>ETC決済専用ビジネスカード用</u>)
一般条項	一般条項
<p>第1条(用語の定義および法人会員等の責任)</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4.会員<u>とその代表権を有する使用者</u>は、使用者のカード利用代金ならびに手数料、利息など当社に支払うべき一切の債務について連帯して履行の責任を負うものとします。</p> <p><u>5.連帯保証人は、会員が当社に支払うべき一切の債務について連帯して履行の責任を負うものとします。</u></p> <p>6.会員の代表権を有しない使用者 (個人事業主でない者)に限ります。以下「従業員使用者」といいます。)は、自己のカード等の利用にもとづく債務について責任を負わないものとします。ただし、第5条第3項にもとづく損害賠償責任についてはこの限りではありません。</p> <p><u>7. (略)</u></p> <p><u>8. (略)</u></p>	<p>第1条(用語の定義および法人会員等の責任)</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4.会員は、使用者のカード利用代金ならびに手数料、利息など当社に支払うべき一切の債務について履行の責任を負うものとします。</p> <p><u>5.使用者 (個人事業主でない者)に限ります。以下「従業員使用者」といいます。)は、自己のカード等の利用にもとづく債務について責任を負わないものとします。ただし、第5条第3項にもとづく損害賠償責任についてはこの限りではありません。</u></p> <p><u>6. (略)</u></p> <p><u>7. (略)</u></p>
<p>第3条(本カードの発行・利用)</p> <p>1.当社は、使用者氏名・会員番号・カードの有効期限等(以下「カード情報」といいます。)を表示した本カードを発行し、会員を通じて使用者に貸与します。使用者は当社より本カードが貸与されたときは、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。</p> <p>2. (略)</p>	<p>第3条(本カードの発行・利用)</p> <p>1.当社は、使用者氏名・会員番号・カードの有効期限等(以下「カード情報」といいます。)を表示した本カードを発行し、会員を通じて使用者に貸与します。使用者は当社より本カードが貸与されたときは、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。<u>ただし、本カードに署名欄が無い場合にはこの限りではありません。</u></p> <p>2. (略)</p>
<p>第9条(債権譲渡または立替払いの承認)</p> <p><u>1.当社または当社の提携会社と当該道路事業者間の契約が債権譲渡契約の場合、会員および使用者は、本カードを利用した結果生じた会員および使用者に対する債権を、当該道路事業者が直接当社に譲渡することにつき、あらかじめ異議なく承認するものとします。</u></p> <p><u>2.当社または当社の提携会社と当該道路事業者間の契約が立替払い契約の場合、会員および使用者は、本カードを利用した結果生じた会員および使用者に対する債権について、当該道路事業者に対し直接立替払いをすること、あるいは立替払いをした結果発生した債権を提携クレジットカード会社、Visa Worldwide Pte. Limited または Mastercard Asia/Pacific Pte. Ltd.と提携した銀行・クレジットカード会社を経由して、当社に譲渡することにつき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。</u></p>	<p>第9条(立替払いの承認)</p> <p>会員および使用者は、本カードを利用した結果生じた会員に対する債権について、当該道路事業者に対し直接立替払いをすること、あるいは立替払いをした結果発生した債権を提携クレジットカード会社、Visa Worldwide Pte. Limited または Mastercard Asia/Pacific Pte. Ltd.と提携した銀行・クレジットカード会社を経由して、当社に譲渡することにつき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。</p>
<p>第16条(遅延損害金)</p> <p>1.会員は、未払債務につき期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、未払債務額に対し<u>年 14.55%</u>(1年を365日とする日割計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>2.会員は、約定支払額の支払いを遅滞したときは、指定日の翌日から完済の日に至るまで、当該約定支払額に対し<u>年 14.55%</u>(1年を365日とする日割計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p>	<p>第16条(遅延損害金)</p> <p>1.会員は、未払債務につき期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、未払債務額に対し<u>年 14.40%</u>(1年を365日とする日割計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>2.会員は、約定支払額の支払いを遅滞したときは、指定日の翌日から完済の日に至るまで、当該約定支払額に対し<u>年 14.40%</u>(1年を365日とする日割計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p>
個人情報の取扱いに関する同意条項	個人情報の取扱いに関する同意条項
<p>第1条(与信目的による個人情報の取得・保有・利用)</p> <p>個人事業主、<u>会員の代表権を有する使用者、連帯保証人</u>およびこれらの申込者(以下これらを総称して「代表者等」といいます。)ならびに従業員使用者および従業員使用者申込者(以下これら(代表者等を含み</p>	<p>第1条(与信目的による個人情報の取得・保有・利用)</p> <p>個人事業主、<u>会員の代表権を有する使用者</u>およびこれらの申込者(以下これらを総称して「代表者等」といいます。)ならびに従業員使用者および従業員使用者申込者(以下これら(代表者等を含み</p>

【新旧対比表】 法人会員規約(ETC 決済専用ビジネスカード用) 2025年12月9日改定

・主な変更点は下線の箇所です。

改定前	改定後																		
<p>(以下これら(代表者等を含みます。)を総称して「会員構成員等」といいます。)は、本契約(本申込みを含みます。以下同じ。)および本契約以外の契約に係る三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード発行会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード発行会社のいずれかを称して「当社」といいます。)との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)を当社が保護措置を講じたうえで取得、保有、利用することに同意するものとします。</p> <p>(1) 本人を特定するための情報(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等)、実質的支配者、取引目的、事業内容、その他入会申込時や入会後に会員構成員等が所定の申込書等に記載した、または当社に提出した<u>画面等に記載された情報</u>(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)。</p> <p>(2)~(7) (略)</p>	<p>(以下これら(代表者等を含みます。)を総称して「会員構成員等」といいます。)は、本契約(本申込みを含みます。以下同じ。)および本契約以外の契約に係る三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード発行会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード発行会社のいずれかを称して「当社」といいます。)との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)を当社が保護措置を講じたうえで取得、保有、利用することに同意するものとします。</p> <p>(1) 本人に関する情報(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等)、実質的支配者、取引目的、事業内容、その他入会申込時や入会後に会員構成員等が所定の申込書等に記載した、または当社に提出した<u>画面等に記載された、あるいは申告いただいた情報</u>(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)。</p> <p>(2)~(7) (略)</p>																		
<p>第3条(個人信用情報機関への登録・利用)</p> <p>1. 代表者等は、当社が、代表者等の本契約を含む当社との与信取引に係る支払能力・返済能力の調査、契約途上における支払能力・返済能力の調査および与信判断ならびに与信後の管理のために、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟信用情報機関」といいます。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」といいます。)に照会し、代表者等の個人情報(官報等において公開されている情報、登録された情報に關し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認書類の紛失・盗難等に係り本人から申告された情報、電話帳記載の情報など、加盟信用情報機関および提携信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録する情報を含みます。)が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、当該個人情報を利用することに同意するものとします。なお、当社は、加盟信用情報機関および提携信用情報機関に登録されている個人の支払能力・返済能力に関する情報につきましては、割賦販売法および貸金業法に従い、支払能力・返済能力の調査の目的に限って利用します。</p> <p>2. 代表者等は、本契約に関する客観的な取引事実にもとづく代表者等の下表「登録情報」欄①②③④記載の個人情報が、当社により加盟信用情報機関に下表に定める期間、提供・登録されることに同意するものとします。また、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員が、当該個人情報の提供を受け、割賦販売法および貸金業法に従い、代表者等の支払能力・返済能力の調査の目的に限って利用することに同意するものとします。</p>	<p>第3条(個人信用情報機関への登録・利用)</p> <p>1. 代表者等(<u>ただし、個人事業主およびその申込者に限りません。以下本条において同じ。</u>)は、当社が、代表者等の本契約を含む当社との与信取引に係る支払能力・返済能力の調査、契約途上における支払能力・返済能力の調査および与信判断ならびに与信後の管理のために、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟信用情報機関」といいます。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」といいます。)に照会し、代表者等の個人情報(官報等において公開されている情報、登録された情報に關し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認書類の紛失・盗難等に係り本人から申告された情報、電話帳記載の情報など、加盟信用情報機関および提携信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録する情報を含みます。)が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、当該個人情報を利用することに同意するものとします。なお、当社は、加盟信用情報機関および提携信用情報機関に登録されている個人の支払能力・返済能力に関する情報につきましては、割賦販売法および貸金業法に従い、支払能力・返済能力の調査の目的に限って利用します。</p> <p>2. 代表者等は、本契約に関する客観的な取引事実にもとづく代表者等の下表「登録情報」欄①②③④記載の個人情報が、当社により加盟信用情報機関に下表に定める期間、提供・登録されることに同意するものとします。また、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員が、当該個人情報の提供を受け、割賦販売法および貸金業法に従い、代表者等の支払能力・返済能力の調査の目的に限って利用することに同意するものとします。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録情報</th> <th colspan="2">登録期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>株式会社シー・アイ・シー (CIC)</td> <td>株式会社日本信用情報機構 (JICC)</td> </tr> <tr> <td>①本人を特定するための情報</td> <td colspan="2">登録情報②③④のいずれかが登録されている期間</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	登録期間			株式会社シー・アイ・シー (CIC)	株式会社日本信用情報機構 (JICC)	①本人を特定するための情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間		<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録情報</th> <th colspan="2">登録期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>株式会社シー・アイ・シー (CIC)</td> <td>株式会社日本信用情報機構 (JICC)</td> </tr> <tr> <td>①本人を特定するための情報</td> <td colspan="2">登録情報②③④のいずれかが登録されている期間</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	登録期間			株式会社シー・アイ・シー (CIC)	株式会社日本信用情報機構 (JICC)	①本人を特定するための情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間	
登録情報	登録期間																		
	株式会社シー・アイ・シー (CIC)	株式会社日本信用情報機構 (JICC)																	
①本人を特定するための情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間																		
登録情報	登録期間																		
	株式会社シー・アイ・シー (CIC)	株式会社日本信用情報機構 (JICC)																	
①本人を特定するための情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間																		

【新旧対比表】法人会員規約(ETC 決済専用ビジネスカード用) 2025年12月9日改定

・主な変更点は下線の箇所です。

改定前			改定後		
②本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間	照会日から6ヵ月以内	②本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間	照会日から6ヵ月以内
③本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および <u>取引終了日から</u> 5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	③本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および <u>契約終了後</u> 5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
④本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および <u>取引終了日から</u> 5年間	契約継続中および契約終了後5年以内	④本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および <u>契約終了後</u> 5年間	契約継続中および契約終了後5年以内

(当社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関の加盟会員が利用する情報は、上記表の登録情報のうち、「④本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実」となります。)

3. (略)

4. 加盟信用情報機関の名称、所在地、お問合せ電話番号等は以下のとおりです。また、当社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、代表者等に対し、書面により通知し、同意を得るものとします。

名称	所在地	電話番号	ホームページ(URL)
株式会社 シー・アイ・シー (CIC)	〒160-8375 東京都新宿区 西新宿 1-23-7 新宿ファースト トウエスト 15 階	0120-810-414	https://www.cic.co.jp/
株式会社 日本信用 情報機構 (JICC)	<u>〒110-0014</u> <u>東京都台東区</u> <u>北上野 1-10-14</u> <u>住友不動産上</u> <u>野ビル 5号館</u>	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/

* 株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法および貸金業法にもとづく指定信用情報機関です。

* 株式会社日本信用情報機構(JICC)は、貸金業法にもとづく指定信用情報機関です。

* 三菱 UFJ ニコスが指定するカード発行会社につきましては、一部加盟していない信用情報機関があります。

5. 加盟信用情報機関が提携する個人信用情報機関は以下のとおりです。

名称	所在地	電話番号	ホームページ(URL)
全国銀行 個人信用 情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
株式会社 日本信用 情報機構 (JICC)	<u>〒101-0014</u> <u>東京都台東区</u> <u>北上野 1-10-14</u> <u>住友不動産上</u>	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/

3. (略)

4. 加盟信用情報機関の名称、所在地、お問合せ電話番号等は以下のとおりです。また、当社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、代表者等に対し、書面により通知し、同意を得るものとします。

名称	所在地	電話番号	ホームページ(URL)
株式会社 シー・アイ・シー (CIC)	〒160-8375 東京都新宿区 西新宿 1-23-7 新宿ファースト トウエスト 15 階	0120-810-414	https://www.cic.co.jp/
株式会社 日本信用 情報機構 (JICC)	<u>〒105-0011</u> <u>東京都港区芝</u> <u>公園 2-4-1 芝パー</u> <u>クビル B 館 4</u> <u>階</u>	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/

* 株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法および貸金業法にもとづく指定信用情報機関です。

* 株式会社日本信用情報機構(JICC)は、貸金業法にもとづく指定信用情報機関です。

* 三菱 UFJ ニコスが指定するカード発行会社につきましては、一部加盟していない信用情報機関があります。

5. 加盟信用情報機関が提携する個人信用情報機関は以下のとおりです。

名称	所在地	電話番号	ホームページ(URL)
全国銀行 個人信用 情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
株式会社 日本信用 情報機構 (JICC)	<u>〒105-0011</u> <u>東京都港区芝</u> <u>公園 2-4-1 芝パー</u> <u>クビル B 館 4</u>	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/

【新旧対比表】 法人会員規約(ETC 決済専用ビジネスカード用) 2025年12月9日改定

・主な変更点は下線の箇所です。

改定前	改定後																
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>野ビル5号館</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>階</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>6~7. (略)</p>		野ビル5号館				階			<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>階</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>6~7. (略)</p>						階		
	野ビル5号館				階												
					階												
<p>第8条(お問合せ窓口)</p> <p>個人情報の開示・訂正・削除についての会員構成員等のお問合せや提供・利用中止、その他のご意見の申出につきましては、「当社」が三菱UFJニコスである場合には<u>法人会員規約(MUFGカード・ETC決済専用ビジネスカード用)</u>末尾(別表)記載の<u>MUFGカードコールセンター</u>に、「当社」が三菱UFJニコスが指定するカード発行会社の場合には<u>法人会員規約(MUFGカード・ETC決済専用ビジネスカード用)</u>末尾(別表)記載の各社お客様相談室にご連絡ください。なお、三菱UFJニコスでは個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護総轄管理者を、三菱UFJニコスが指定するカード発行会社では個人情報管理総責任者等を設置しております。</p>	<p>第8条(お問合せ窓口)</p> <p>個人情報の開示・訂正・削除についての会員構成員等のお問合せや提供・利用中止、その他のご意見の申出につきましては、「当社」が三菱UFJニコスである場合には<u>法人会員規約(ETC決済専用ビジネスカード用)</u>末尾(別表)記載の<u>三菱UFJニコスコールセンター</u>に、「当社」が三菱UFJニコスが指定するカード発行会社の場合には<u>法人会員規約(ETC決済専用ビジネスカード用)</u>末尾(別表)記載の各社お客様相談室にご連絡ください。なお、三菱UFJニコスでは個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護総轄管理者を、三菱UFJニコスが指定するカード発行会社では個人情報管理総責任者等を設置しております。</p>																
<p>第9条(本契約が不成立の場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> (略) 当社は、<u>法人会員規約(MUFGカード・ETC決済専用ビジネスカード用)</u>第7条または第14条に定めるカードの有効期限の経過、退会、会員資格取消等により会員資格を喪失した後においても、法令等または当社が定める所定の期間、個人情報を保有し、利用します。 	<p>第9条(本契約が不成立の場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> (略) 当社は、<u>法人会員規約(ETC決済専用ビジネスカード用)</u>第7条または第14条に定めるカードの有効期限の経過、退会、会員資格取消等により会員資格を喪失した後においても、法令等または当社が定める所定の期間、個人情報を保有し、利用します。 																
<p>〈お問合せ・相談窓口等〉</p> <p>お支払い、本規約についてのお問合せ・ご相談、宣伝物・印刷物の送付等営業案内の中止のお申出については、「当社」が三菱UFJニコスの場合には別表記載の<u>MUFGカードコールセンター</u>に、「当社」が三菱UFJニコスが指定するカード発行会社の場合には別表記載の各社お客様相談室にご連絡ください。</p>	<p>〈お問合せ・相談窓口等〉</p> <p>お支払い、本規約についてのお問合せ・ご相談、宣伝物・印刷物の送付等営業案内の中止のお申出については、「当社」が三菱UFJニコスの場合には別表記載の<u>三菱UFJニコスコールセンター</u>に、「当社」が三菱UFJニコスが指定するカード発行会社の場合には別表記載の各社お客様相談室にご連絡ください。</p>																

以上